



薬価改定の頻度について

現行の欠陥のある薬価制度の下で薬価改定の頻度を高めると、薬価の急速な下落、先進諸国との価格差の急速な拡大により、安定的な医薬品供給や患者の新薬へのアクセスに壊滅的な影響をもたらすことは以下に挙げる点などから容易に予想される。

- 現行制度下では、不採算の医薬品ですら薬価改定によって引き下げられる。不採算品再算定により薬価を引き上げられた医薬品であっても、60–80%はその後の薬価改定によって薬価が引き下げられている（スライド11）。これは、現行の薬価制度の下ではほとんどの医薬品が薬価改定を避けることができないことを示すものである。
- 2年に1回の薬価改定により、薬価は特許期間中に20–30%下落する。薬価改定が毎年実施されると下落幅は40–50%程度にまで拡大する可能性がある。
- 発売直後からの急速な薬価の下落は、重要な効能を追加するための開発を困難なものとし、ひいては患者のアクセスを悪化させる。
- 日本の薬価の水準は、1995年時点では主要欧米諸国の94%であったが、2年に1回の薬価改定による既収載品目の薬価の下落、ならびにそれらの下落した類似薬の薬価に基づいて算定される新薬の薬価水準の下落により、日本の薬価水準は過去10年間で欧米の50%にまで低下した（スライド12）。毎年改定はこのような主要先進国との価格差の拡大を加速するものである。
- 現時点でも、多くの薬効領域において日本の価格水準は主要欧米諸国の水準を大幅に下回っている（スライド13）。このような領域では、毎年改定による急速な価格下落は医薬品の安定供給および患者の新薬へのアクセスに致命的な影響をもたらす。